

過誤（取下げ）・再請求の取扱いについて

- 1 提出締切日 毎月20日（20日が土・日・祝日の場合は、その前日）
- 2 提出方法 持参、郵便または FAX
- 3 再請求時期 市に提出した月の翌月に、再請求分の給付費明細書を国保連へ提出してください。（市からの申し立ては毎月、提出締切日の翌日に行います。）

※ 保険者（市）が国保連へ過誤申し立てをした翌月に、事業者から再請求がない場合には、従来の通常過誤と同様に給付実績の取下げのみが行われます。（このとき、事業者が再請求を希望する場合には、申し立ての翌々月に再請求をしてください。）

- 4 その他 以下の場合、下記の問い合わせ先へ事前にご連絡ください。
 - (1) 都道府県の指導検査等により過剰請求が発覚した場合の過誤申し立て
 - (2) 大量の過誤申し立て
 - (3) その他

【提出先および問い合わせ先】

西東京市健康福祉部高齢者支援課
介護指導給付係

〒202-8555 西東京市中町1-5-1

電話 042-438-4030

FAX 042-438-2024